

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用しませんか

e - Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると、土日、祝日も含めて24時間、自宅やオフィスなどのパソコンで申告書等が作成できますので、税務署や町に出向く必要がなく非常に便利です。なお、東日本大震災により被害を受けられた方で、平成23年分の申告で引ききれなかつた雑損控除の金額がある場合や、平成24年中に修繕等をしたなど災害に関連した支払いをした場合で、平成24年分の申告で雑損控除の適用を受ける場合の確定申告書等も作成できます。平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子証明書を利用して、申告期限内にe - Taxで行うと、所得税額から最高3千円の控除を受けることができます。また、還付がスピーディーになり、医療費控除の領収書や源泉徴収票等の一定の書類の提出を省略できます。

■最高3千円の税額控除の対象外となるケース

- 平成19年分～23年分の確定申告で電子証明書等特別控除を受けた場合
- 確定申告書を書面で提出する場合
- 電子署名や電子証明書を付さずにe - Taxにより申告する場合

■手続きについて(本人申請の場合)

- ①電子証明書を格納した住民基本台帳カードを取得する。(住民票のある市町村にて)
- 運転免許証やパスポート等の官公署が発行した顔写真付の証明証、及び健康保険証、年金手帳等
- 顔写真入りを希望される方は顔写真(6ヶ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの縦4.5cm×横3.5cm)
- 手数料1,000円(住民基本台帳カード500円、電子証明書500円)
- 印かん

上記のものを持参し、住民基本台帳カード交付申請書・電子証明書新規発行申請書を提出し、カードを取得する。

※本人以外が申請する場合には住民生活課総合窓口係までお問い合わせください。

※電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。

②ICカードリーダライタを家電量販店等で購入する。

※カード発行時に渡された対応機種一覧をご確認ください。

③e - Taxの開始届出書を提出し、利用者識別番号・暗証番号を取得します。

※e - Taxの開始届出書は、e - Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号等がオンラインで発行(通知)されます。

④「e - Taxソフト」、「確定申告書等作成コーナー」または「e - Taxソフト(WEB版)」から、電子証明書の初期登録後、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書データを作成、送信します。

町では、確定申告期間中、申告会場にパソコンとICカードリーダライタを1台用意します。

利用される場合は、当日必要書類と電子証明書格納の住基カードを用意し、申告会場受付にお申し出ください。

▼利用可能な日時=2月18日(月)～3月15日(金)までの平日、及び2月24日(日)・3月9日(土)午前8時30分～11時・午後1時～4時

▼各種問い合わせ先=

- 電子申告、電子証明書等特別控除
税務課 住民税係 ☎ 569122
- 住民基本台帳カード
住民生活課 総合窓口係 ☎ 569125
- 詳細な情報
- 住民基本台帳カード【上三川町ホームページ】
<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/sinseisyo/juukicard.htm>
- 電子申告【e-Taxホームページ】
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
- 確定申告【国税庁ホームページ】
<http://www.nta.go.jp>

国民年金

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、所得税及び町県民税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、**平成24年1月～12月中に納めた保険料全額**です。(過去の年度分や追納保険料なども含みます。)

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学生のお子さん)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成24年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されていますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、平成24年11月上旬に送付されています。平成24年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は平成25年2月上旬に送付されます。紛失等により再発行が必要な際には、下記までご連絡をお願いします。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

控除証明書専用ダイヤル(平成25年3月15日まで) ☎ 0570-070-117

* 通話料金は、一般的の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

* IP電話等の方は、☎ 03-6700-1130にお電話ください。

こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。



▼問い合わせ先=保険課 高齢者年金係 ☎ ⑥ 9129

⑥ 9102
保険課 介護保険係
問い合わせ先

介護サービス利用料等の医療費控除

所得税法や地方税法では、医療費のほかに次のものが医療費控除の対象になります。

1. 介護サービス利用料

介護サービスに係る利用料の個人負担(払い戻しを受けた高額介護サービス費を除く。)のうち、居宅サービス事業者・指定介護老人福祉施設等が発行する領収書に記載されている医療費控除対象額。

2. おむつ代

介護サービス利用料の領収書

おおむね6ヶ月以上寝たきりの状態になり、治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代(紙おむつの購入料・貸しおむつの賃借料)。

(申告に必要なもの)

① おむつ代の領収書

② 医師の発行した「おむつ使用証明書」

※2年目以降一定の条件を満たす方に限り、②の「おむつ使用証明書」を町保険課で発行する「介護保険主治医意見書内容確認書」に代えることができます。